

J Aいわて平泉訪問介護センターいわいの丘 (5-7-22)
介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業運営規程

(事業の目的)

第1条 いわて平泉農業協同組合が設置するJ Aいわて平泉訪問介護センターいわいの丘（以下「事業所」という。）において実施する一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問介護サービス（現行相当））（以下、「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、一関地区広域行政組合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 4 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 J Aいわて平泉訪問介護センターいわいの丘
- (2) 所在地 一関市千厩町千厩字境田153番地12

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者

- (1) 専らその職務に従事する常勤の管理者を1名配置する。ただし、本事業の管理上支障がない場合は他の職務と兼務することができる。
- (2) 管理者は本規程の目的及び運営方針を達成するため、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行わなければならない。

2 サービス提供責任者

- (1) 事業規模に応じて、適切な人数のサービス提供責任者を常勤で1人以上置く。但し、利用者40人又はその端数を増す毎に1人以上の者をサービス提供責任者として追加配置する。
- (2) サービス提供責任者は、介護福祉士、介護職員基礎研修を受講し修了した者、又は訪問介護員養成研修1級課程を修了した者とする。
- (3) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導などのサービス内容の管理を行うものとする。

3 訪問介護員等

- (1) 事業を行うために、訪問介護員等を常勤換算で2.5人以上配置し、事業量に応じて適切な人員を配置するものとする。
- (2) 訪問介護員等は、介護福祉士及び介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修を修了した者とする。
- (2) 訪問介護員等は、サービス提供責任者の指示に従って、指定訪問介護を提供する。

4 事務員

- (1) 事務職員を兼務で1名配置する。
- (2) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時から午後6時までとする。

(訪問型サービスの内容)

第7条 事業所で行う訪問介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問型サービス個別計画等の作成
- (2) 生活援助に関する援助

(3) 身体介護に関する内容

(利用料等)

第8条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、一関市内とする。

(衛生管理等)

第10条 訪問介護員等の清潔の保持や健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年1回健康診断を受けさせる。

- 2 当事業所の施設、感染予防のための設備又は備品等について衛生的な管理を行う。
- 3 サービスの提供を行う訪問介護員等は、感染予防のため主に次の事項を励行するものとするとともに、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

- (1) 手指洗いをする。
- (2) 作業衣の交換と選択をする。
- (3) 利用者に状況に応じてゴム手袋を使用する。

- 4 感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、

その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、一関地区広域行政組合が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は一関地区広域行政組合の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び一関地区広域行政組合が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを一関地区広域行政組合及び関係機関に通報するものとする。

（身体拘束）

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

- 第17条** 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

（ハラスメント防止対策）

- 第18条** 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相

当な範囲を超えたものにより訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は組合長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第20条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を一関地区広域行政組合へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年12月1日から変更する。
この規程は、令和3年11月1日から変更する。
この規程は、令和5年1月4日から変更する。
この規程は、令和6年7月1日から変更する。